



2026年2月26日

各位

会社名 株式会社あいちフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長執行役員 伊藤 行記
(コード番号：7389 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 グループ総務部長 赤尾 基輝
(TEL：052-262-6512)

「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」 ならびに「株主優待制度の変更」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「株式分割」および株式分割に伴う「定款の一部変更」ならびに「株主優待制度の変更」を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割の実施について

(1) 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、株主・投資家の皆さまにとってより投資しやすい環境を整えることで、株式の流動性の向上と投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としています。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割します。

なお、今回の株式分割に際し、資本金の額の変更はございません。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	49,124,671株
今回の分割により増加する株式数	196,498,684株
株式分割後の発行済株式総数	245,623,355株
株式分割後の発行可能株式総数	750,000,000株

③分割の日程

基準日公告日(予定)	2026年3月16日(月曜日)
基準日	2026年3月31日(火曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

2. 株式分割に伴う一部定款変更について

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2026年4月1日をもって、当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 変更の内容(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>150,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>750,000,000株</u> とする

(3) 変更の日程

取締役会決議日	2026年2月26日(木曜日)
効力発生日	2026年4月1日(水曜日)

3. 株式分割に伴う株主優待制度の変更について

(1) 変更の理由

当社は、株主の皆さまの日頃からのご支援に感謝するとともに、当社株式への投資魅力を高めるため、株主優待制度および株主優待制度の対象となる保有株式数の基準を変更いたします。

(2) 現行の内容

対象となる株主さま	保有期間	優待内容
100株以上	—	株主優遇定期預金 [スーパー定期預金：期間1年、金額10万円以上300万円以内] 金利：店頭表示金利+0.25%
300株以上1,000株未満	継続して1年以上※	株主優遇定期預金に加えて、3,000円相当の優待品を贈呈
1,000株以上		株主優遇定期預金に加えて、5,000円相当の優待品を贈呈

(3) 変更後の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

対象となる株主さま	保有期間	優待内容
<u>100株以上</u> (分割前株式数換算： <u>20株以上</u>)	—	株主優遇定期預金 [スーパー定期預金：期間1年、金額10万円以上 <u>500万円</u> 以内] 金利：店頭表示金利+ <u>0.30%</u>
<u>1,500株以上</u> <u>5,000株</u> 未満	継続して1年以上※	株主優遇定期預金に加えて、3,000円相当の優待品を贈呈
<u>5,000株</u> 以上		株主優遇定期預金に加えて、5,000円相当の優待品を贈呈

※「継続して1年以上保有されている株主さま」とは、毎年3月31日現在で、過去1年間（前年の3月31日および9月30日）の株主名簿に同一株主番号かつ当社株式300株以上（株式分割後1,500株以上）を連続して3回以上記載または記録された株主さまといたします。

(4) 実施時期等

2026年3月31日時点の株主名簿に記載または記録された株主さまより、変更後の優待内容を適用させていただきます。なお、今回の株式分割は2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準とする株主優待については、株式分割前の保有株式数「20株以上」を保有されている株主さまを対象に実施いたします。

4. その他

(1) 株主還元方針

①変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ株主に対する還元を通して資本効率の向上を図るため、1株につき <u>100円</u> の年間配当を下限とし、自己株式取得についても柔軟に実施していくことを基本方針とします。具体的には、配当金と自己株式取得合計の総還元性向30%を目処とします。	収益基盤の強化に向けた内部留保を確保しつつ株主に対する還元を通して資本効率の向上を図るため、1株につき <u>20円</u> の年間配当を下限とし、自己株式取得についても柔軟に実施していくことを基本方針とします。具体的には、配当金と自己株式取得合計の総還元性向30%を目処とします。

②変更の時期

2026年4月1日（水曜日）

(2) 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当は、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

(3) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数の調整について

当社は、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）を複数発行しておりますが、行使金額の調整は行わず1株につき1円とし、2026年4月1日をもって調整後の付与株式数については、調整前付与株式数に5を乗じた株数とします。

(4) 譲渡制限付株式報酬制度に関する調整について

今回の株式分割に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数について、株式分割比率（1株につき5株）に応じて、2026年4月1日をもって以下のとおり調整します。

発行または処分される株式の総数

調整前	調整後
年間 65,000 株以内	年間 325,000 株以内

なお、本調整は株式分割に伴う調整であり、本制度における報酬の総額に変更はありません。

(参考) 譲渡制限付株式報酬制度の内容については、以下の開示文書をご参照ください。

2023年5月15日開示「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」

以 上